

議案第二十二号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年三月七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中 「以外の勤務」の下に 「以下 超過勤務」という。」を加え、同条ただし書中 「正規の勤務時間以外の時間において同条に規定する断続的な勤務以外の勤務」を 超過勤務」に改め、同条に次の一項を加える。

2 超過勤務に関しその上限時間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、区規則で定める。

第九条の三第一項中 第九条に規定する勤務 以下 超過勤務」という。」を 超過勤務」に改める。

付 則

施行期日

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

港区職員の給与に関する条例の一部改正

2 港区職員の給与に関する条例（昭和二十六年港区条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中 第九条」を 第九条第一項」に改める。

説 明

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号）の施行による労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部改正及び国家公務員の超過勤務時間に係る人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務時間の上限等について区規則で定めることとするため、本案を提出いたします。